

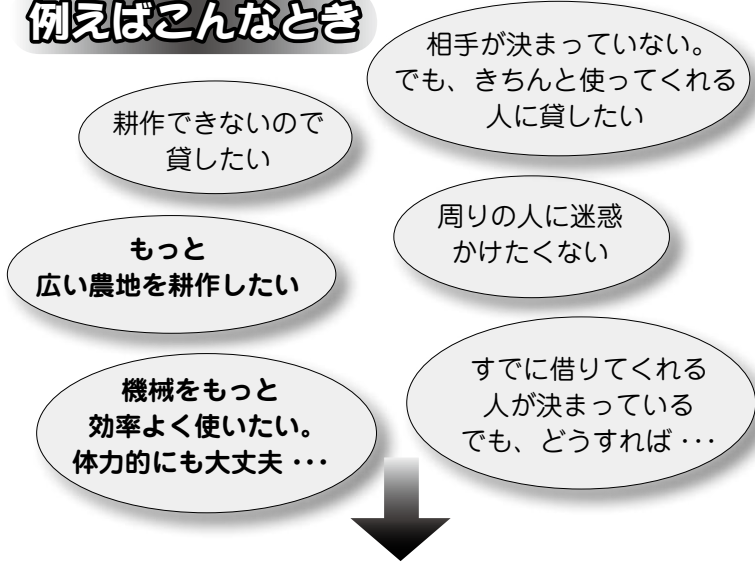
農業委員会だより 第86号

農地に関することは農業委員・農業委員会に相談を

担当地区の農業委員さんは、次のとおりです。

地区名	担当地区	農業委員
東	陸上、田河内	中島 玉江
	小羽尾、大羽尾	大西 純雄
浦富	牧谷、相谷	濱崎 智熙
	駅前、町浦富	濱口 義弘
	浜浦富	米村 裕子
田後	田後	濱口 義弘
大岩	岩本、沓井、久松	山本 昭
	大谷1～2区	澤 義幸
	大谷3～4区、平野	中村 庄一
本庄	広岡、高山、恩志、二恩志、坂上	奥村 敦夫
	太田、河崎、日の出、新井	吉田 保雄
	本庄	橋本 猶市
小田	岩常、高住	竹内 肇
	長郷、院内、荒金、唐川、大坂	田中 康雅
	黒谷、池谷、延興寺、外邑、小田	飯野 隆
岩井	白地	賀山 仁司
	長谷	北村 凱男
	宇治	小谷 幸次
	岩井、真名	足立 義明
蒲生	相山、馬場、蒲生、法正寺、塩谷、神堀	山添 友治
	山の神、銀山、鳥越、洗井、蕪島、横尾	山本 淳

例えばこんなとき



農業委員・農業委員会に相談を

問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎73-1586

国民年金

国民年金制度のお知らせです

平成24年度国民年金保険料免除申請の受付が始まります

今年より、平成24年7月から平成25年6月までの国民年金保険料免除申請の受付が始まります。免除を希望される方は、年金事務所、もしくは役場窓口で申請してください。

※保険料の全額免除・一部免除の承認を受けた期間分は、保険料を全額納付した方に比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

※免除・猶予の承認後10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。しかし、3年度以上遡って追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

※平成23年7月から平成24年6月までの免除申請は、7月末までの受付です。

年金制度が一部改正されます

現在、未払いの国民年金保険料を遡って納められるのは過去2年分までですが、平成24年10月1日から3年間に限り、過去10年まで遡って納められるようになります。過去の国民年金保険料で納め忘れがある方は、納付状況をご確認ください。

※すでに老齢基礎年金を受給している方は対象となりません。

※学生の方は、学生納付特例制度をご利用ください。

問い合わせ先 鳥取年金事務所 ☎27-8311 住民生活課 保険係 ☎73-1415